

蛍光灯ランプがなくなる前に LED照明器具に交換しましょう！



令和6年(2024年)12月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

一般照明用の蛍光灯ランプの製造と輸出入は、段階的に規制され2028年1月1日以降は全て禁止となります。

※一般照明用の高圧水銀ランプは既に2021年1月1日以降、製造と輸出入が禁止されています。

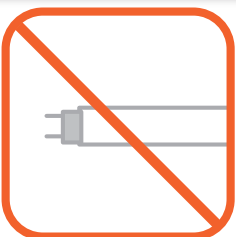
禁止が決定した蛍光灯ランプ



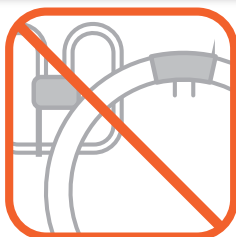
電球形蛍光灯ランプ



コンパクト形蛍光灯ランプ



直管蛍光灯ランプ



環形等その他の蛍光灯ランプ

詳細は
裏面へ

禁止となるのは製造と輸出入です。流通在庫品の販売や購入しての使用、既存ランプの継続使用は禁止されません。

蛍光灯照明器具をLED化する際、
既に長期間使用されているものが多く、

まるごと照明器具交換を推奨します。

直管LEDランプを用いたLED化では、
右記のような

重大事故

に繋がる可能性があります。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い^{*1}
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足^{*2}
- 継続使用した安定器の劣化 など^{*3}



発火



ランプの
落下

原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形

*1 蛍光灯器具には様々な点灯方式があります。LEDランプ種別選択を誤ると不安全となるリスクがあります。

*2 直管LEDランプで、既設の蛍光灯器具の安定器を取り除く改造を行うものであっても、既設の蛍光灯器具では、通常10V未満の低い電圧しかかからないことを前提にして、ソケット部に求められる絶縁性能が定められています。直管LEDランプを使用する場合、想定以上の電圧がかかり、不安全となるリスクがあります。

*3 安定器などに使用される絶縁材料は、10年を過ぎると故障率が増加し始めます。(JIS C 8105-1「照明器具 第1部：安全性要求事項通則解説」)

既設の蛍光灯器具をLED化する際は器具交換を推奨します。G13 口金直管LED光源に交換する場合はJLMA301に適合した光源を採用されることをお勧めします。



JLMA 301:2024



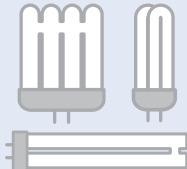
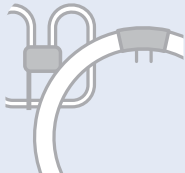
既設の蛍光灯器具にLED化改造工事を行うと、既設照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入は、 段階的に規制され2028年1月1日以降は全て禁止となります。

■ 水銀汚染防止法による各種ランプの製造及び輸出入禁止の規制開始日

ランプの種類	電球形 蛍光ランプ	コンパクト形 蛍光ランプ	直管 蛍光ランプ	環形等その他の 蛍光ランプ
ランプの イメージ				
法令制定時 (規制開始日)	30W以下、水銀 5mg超 (2018年1月1日) [国際条約合意より3年前倒し]		＜三波長形蛍光体＞ 60W未満水銀 5mg超 ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 40W以下水銀 10mg超 (2018年1月1日) [国際条約合意より3年前倒し]	規制無し
令和6年政令 改正により 追加されたもの (規制開始日)	30W以下、 水銀含有 5mg以下 (2026年1月1日)	30W以下、 水銀含有 5mg以下 (2027年1月1日)	＜三波長形蛍光体＞ (上記を除く全て) (2028年1月1日) ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ (上記を除く全て) (2027年1月1日)	＜三波長形蛍光体＞ 全て (2028年1月1日) ＜ハロリン酸塩蛍光体＞ 全て (2027年1月1日)
	30W超、全て (2027年1月1日)			
蛍光ランプの 型番例・品番例	EFA、EFG、EFD、 EFT	FPL、FDL、FML、 FPX、FDX、FHT、 FHP	FL、FLR、FHF、FSL	FCL、FHD、FHC

禁止となるのは製造と輸出入です。流通在庫品の販売や購入しての使用、既存ランプの継続使用は禁止されません。

水銀に関する水俣条約の第4回及び第5回締約国会議において、特定の電池や蛍光灯を含む水銀添加製品の製造等の廃止が決定されたことを踏まえ、我が国においても同製品を「特定水銀使用製品」として規制するため改正されました。

水銀に関する水俣条約とは、水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約です。

10年
たったら
黄信号!

15年
たったら
赤信号!

外観だけでは判断できない器具の劣化が進んでいます。

照明器具の交換目安は約10年です!



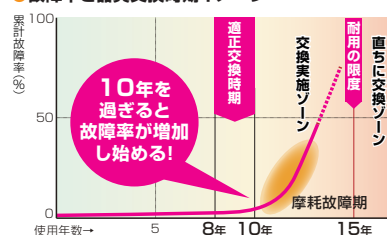
「ランプを交換すれば、照明器具はずっと使える」と考えるのは間違いです。

10年経過した照明器具は点検し交換の検討が必要です。ランプ以外の照明器具の部品も使用年数に伴い劣化します。

また、照明器具の耐用の限度(15年)を過ぎると故障率が増大し、続けて使用するには危険が伴うので、ただちに交換することを推奨します。(右図参照)

安全と安心のため、お使いの照明器具の適正交換時期を確認いただき、蛍光灯照明器具から**LED照明器具へのお取替え**を、ご検討くださるようお願いします。

●故障率と器具交換時期イメージ



使用年数→ 5 8 10 15
10時間/1日、年間3,000時間点灯
JIS C 8105-1「照明器具—第1部:安全性要求事項通則 解説」
に基づきJLMA作成